

山梨県早川地区活性化計画

山梨県、早川町

平成20年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 早川地区活性化計画

都道府県名 山梨県

市町村名 早川町

地区名(※1)

全域

計画期間(※2)

平成20年度～24年度

目 標 : (※3)

人口の減少や第1次産業の低迷など、本町には取り組むべき課題がある。特に、農業に関しては農業従事者の減少に伴い、遊休農地が増加しており、住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、今後5年間でその解消を進める。

農業については、農業振興地域整備計画の総合的な見直しや鳥獣害対策等の各種施策を実施することで振興を図り、また、併せて林業の振興や二地域居住など都市等との地域間交流の促進を図ることで、農業従事者を中心とした定住人口の増加につなげ、国勢調査で判明した約12%の人口減少幅(平成12年度を基準とした場合の平成17年度の値)を平成27年の調査時に1%以上減少させる。

目標設定の考え方

地区の概要:

早川町は、山梨県南西部に位置し、南アルプスの主峰北岳から伸びる櫛形山系と白根山系の2つの山あい集落が点在する典型的な山間地域である。面積は36,986haと県土の8.3%を有し広大であるが、その大部分は山岳・森林地帯で、農地と合わせた面積は9割以上を占める。人口は、水力発電所の建設の関係で増加し、昭和35年には10,659人となったものの、電源開発がひと段落してからは毎年減少を続け、人口減少率は全国でもトップクラスである。また、高齢化比率は47.2%であり、今後も高齢化が進むことが予想される。

産業については、かつては第一次産業である農林業が中心であったが、急峻な山岳地であることや社会情勢の変化から、それで生計を立てるのは難しい状況で、後継者不足、就業者の高齢化問題などが生じている。第三次産業については、南アルプスの雄大な自然、豊富な温泉資源、伝統工芸などの多彩な地域資源を基礎として、観光面に力を注いだ結果、観光産業に従事する人口が増加傾向にある。

現状と課題

本町において人口の減少は重要な課題である。流入人口を増加させ流出人口を減少させることが望ましいが、実効性のある手だてを模索しているところである。

流出人口に関しては産業の低迷が一要因となっている。特に農林業は町の主産業であるが、流出人口の増加とともに、住民の高齢化、後継者不足などの複合的な要因により、第一次産業の従事者が減少しており、従事者である住民が町外へ流出することでさらなる人口の減少を招いていることから、産業の活性化と定住人口の確保のためにも第一次産業の振興が求められる。

特に、農業に関しては、従事者の減少に伴い遊休農地が増加している。農地が耕作されないまま放置されていることによる荒地化によって、将来にわたって有効的な土地利活用が阻害されるばかりか、病虫害の発生や鳥獣害による農作物の被害など隣接農地の営農や地域の住環境、地域の景観に悪影響を及ぼしかねず、さらには不法投棄が助長されるおそれもあり、住民への悪影響が懸念される。

今後の展開方向等(※4)

今後5年間で遊休農地の解消を進める。そのため、遊休農地の分布図の作成や、荒廃状況や所有者の今後の土地利用の意向等の調査・分析を行い、それらの基礎資料を基に解消計画を策定し、その計画に基づいた活動を推進する。また、農業に関しては、農業振興地域整備計画の総合的な見直しを図り、町外からの新規就農者の募集、現就農者への営農や農地の適正管理の指導、担い手への利用権設定等の農地利用集積を推進するとともに、農業振興のための施策を実施する。

また、この調査に併せて農地に隣接する住居地や林地などの土地利用を調査することで、復旧が困難な山間谷地等の遊休農地を植林により林地として管理し林業の資源とすることや、遊休農地を利用した農業体験を核とした二地域居住の推進をするための土地の選定、農地を保全するため農地に隣接する山林等の管理方針などを検討するための基礎資料を得て、今後の施策に活用し、人口の増加や流出を阻止し人口の増加を目指す。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
早川町	全域	遊休農地解消支援(遊休農地解消支援)	早川町	有	二	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

全域(山梨県南巨摩郡早川町)	区域面積(※2)	1,022ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 遊休農地は町の全域に存在し、また、本町の地理的状況から山林内に散在する農地が多いため、悉皆調査が必要である。また、農地に隣接する住居地や林地などの土地利用を調査し、今後の産業振興や定住人口促進のための基礎資料とする必要がある。 今回の調査は、遊休農地の発生要因や周辺状況を詳細に調査し、今後の施策推進に期する必要があることから、町の固定資産課税台帳と連動する町備え付けの地図から、農地とそれに影響を与えると想定される筆を対象とし、その面積は合計で10,217,981.72㎡となる。 なお、早川町の総面積36,986haのうち、農用地部分は26ha、林野部分が35,448haと9割以上を占める(2005年農林業センサス)。また、全就業者数616人に対し、農林漁業従事者数は33人で5.4%を占める(平成17年国勢調査)。		
②法第3条第2号関係: 現在、東京都品川区と地域間交流を行っており、町・品川区との共同事業でマウントしながわ里山利用事業のなかで、遊休農地を利用し農林業体験により、滞在者や二地域居住の促進を図ることで地域の活性化につながる。		
③法第3条第3号関係: 本町においては市街地が存在しない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

評価については、早川町が国勢調査の結果で把握し、評価検討会の開催によって、評価する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。